

# 外務員に対する処分に関する考え方

令和 3年 7月15日制定  
令和 8年 3月19日改正

## 1. 基本的な考え方

今般、金融商品取引法に基づく金融商品仲介業に関して、本協会が外務員に対する処分（個人の金融商品仲介業者に対する処分を含む。以下「外務員処分」という。）を行うこととなるが、外務員処分を行う主な目的は、外務員における法令等の違反行為の発生を抑止するとともに、その再発を防止することを通じて、投資信託の募集又は私募における取引等の公正を確保し、投資者保護の徹底を図り、もって資産運用業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持、向上に資することにある。

そこで、本協会では、外務員処分の実効性を確保するため、当該処分において考慮すべき検討要素を整理の上、それを明確化し、類型化することとした。

こうした考え方に基づいて、外務員に対する処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素について下記2. のとおり、取りまとめるものであり、これによって、外務員に対する処分の透明性や予見可能性を高めるほか、外務員における法令等の遵守意識の向上に資することを期待する。

なお、下記に掲げた項目は処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素の例示であって、それ以外の項目についても、事案の内容に応じて、必要と認められるものについては考慮することができる。

## 2. 法令等の違反行為が発生したことに伴い処分を行う際の検討要素

### (1) 行為の重大性

法令等の違反行為の期間や頻度（件数）、行為者数、金額的影響（顧客資産に対する損害）等を考慮する。

なお、法令等の違反行為が長期間又は大規模に行われたと判断される場合には、それらに応じて厳格に対処する。

### (2) 行為の悪質性

#### ① 故意・過失の有無及び程度

法令等の違反行為において、自己の利得を得る目的があったと認められる場合等、当該法令等の違反行為が故意に行われたものなのか、又は不注意若しくは事務処理ミスといった過失により発生したものなのかを考慮して対処する。

なお、故意又は過失の程度が重大と認められる場合には、それらに応じて厳格に対処する。。

## ② 行為者の地位

法令等の違反行為者の役職を考慮する。例えば、法令等の違反行為者が金融商品仲介業者における役員などの管理者等である場合には、同業者内における立場、責任の度合い等を勘案し、それらに応じて厳格に対処する。

## ③ 反復性、過去における同様指摘の有無

同様の法令等違反行為を繰り返している場合や、過去の行政検査、又は自主規制機関調査等において同様の指摘があった場合については、前回指摘への対応や是正措置の状況を考慮する。

なお、適切な改善措置が講じられていないなど、事後対応に著しい不備がある場合又は前回指摘が看過されている場合には、それに応じて厳格に対処する。

## (3) 行為の影響度

### ① 資産運用業に対する信頼の失墜の程度

投資信託の募集又は私募における取引等の公正性など資産運用業に対する投資者の信頼の失墜の程度を考慮して対処する。

なお、投資者に対する影響が重大で資産運用業の信用を著しく失墜させる行為であると認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

### ② 顧客に対する影響、顧客からの苦情の有無

顧客に対して与えた損失の内容や程度、法令等違反行為に対する顧客からの苦情の状況も考慮して対処する。

なお、法令等の違反行為の対象顧客数、影響金額が多量で、顧客資産等の保護に重大な懸念が生じているなど顧客に対する影響が重大であると認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

## (4) 法令等の遵守に対する意識及び態度

法令等の違反行為における法令等に対する認識、遵守意識及びその態度を考慮して対処する。

なお、法令等に対する遵守意識の欠如が認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

## (5) 法令等の違反行為の対応状況

### ① 法令等の違反行為の発覚の経緯

法令等違反行為が行政検査又は自主規制機関調査により発覚したのか、自主点検等により発覚したのかを考慮する。

なお、原則として、行政検査又は自主規制機関調査により発覚した場合はそれに応じて厳格に対処する一方、自主点検等により発覚した場合には軽減措置を検討することができる。

② 発覚後の是正措置の状況

法令等の違反行為発覚後の被害顧客への原状回復などの対応や再発防止のための改善状況等を考慮して対処する。

なお、早急かつ適切な是正措置が講じられていると認められる場合には、軽減要素として考慮することができる。また、法令等の違反行為発覚後、時間経過も含めて、是正措置が不十分と認められる場合には、加重要素として考慮することができる。

(6) 反社会的勢力の関与の有無

法令等の違反行為の発生に際し、反社会的勢力の関与が認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

(以上)